

(その1)



収 支 報 告 書

令和6年分

(年 月 日開催分)

1 政治団体の名称 (ふりがな) すみよしひろきこうえんかい
住吉ひろき後援会

2 主たる事務所の所在地 兵庫県姫路市小姓町35-1 船場西ビル4号

3 代表者の氏名 住吉 寛紀

4 会計責任者の氏名 住吉 寛紀

事務担当者の氏名 住吉 寛紀

(電話) 079-293-7105

(電話)

(電話)

政治団体の区分

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ☐ 政 党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 |
| ☐ 政 党 の 支 部 | ☒ その他の政治団体 |
| ☐ 政 治 資 金 団 体 | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- ☒ 有
☐ 無

公職の種類 衆議院議員(候補者等)

資金管理団体の届出をした者の氏名

住吉 寛紀

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

住吉 寛紀

公職の種類 衆議院議員(候補者等)

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額				1	4	2	2	0	4	4	9
(前 年 か ら の 繰 越 額)					6	1	7	0	4	4	9
(本 年 の 収 入 額)					8	0	5	0	0	0	0
支 出 総 額					2	5	7	4	9	8	9
翌 年 へ の 繰 越 額				1	1	6	4	5	4	6	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費											
金 額											0
員 数											0 ^人

(2) 寄 附											
ア 寄附(イを除く。)の区分			金 額							備 考	
(7) 個 人 か ら の 寄 附					1	5	0	0	0	0	0
(うち特定寄附)										0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附										0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附					6	5	5	0	0	0	0
小 計 (7) + (イ) + (ウ)					8	0	5	0	0	0	0
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)										0	
イ 政党匿名寄附										0	
合 計 (ア + イ)					8	0	5	0	0	0	0

(7) 寄附の内訳

1.個人

行番号	寄附者の氏名（団体にあつては、その名称）	金 額						年月日	住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあつては、代表者の氏名）	備考
		十億	百万	千	円						
1	住吉 みよ		1	5	0	0	0	0	0	0	

(その7)

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	3.政治団体		
行番号	寄附者の氏名（団体にあつては、その名称）	金 額						住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあつては、代表者の氏名）	備考
		十億	百万	千	円					
1	日本維新の会国会議員団		1	0	0	0	0	R6/6/28 東京都千代田区永田町2-17-3-503	尾場 伸幸	
2	兵庫維新の会			5	5	0	0	R6/9/24 兵庫県神戸市中央区北長狭通4-7-1 元町駅前ビル2階 東号	片山 大介	
3	日本維新の会国会議員団		2	0	0	0	0	R6/9/25 東京都千代田区永田町2-17-3-503	尾場 伸幸	
4	日本維新の会国会議員団		3	0	0	0	0	R6/10/10 東京都千代田区永田町2-17-3-503	尾場 伸幸	
この頁の小計			6	5	5	0	0			
その他の寄附							0			
合 計			6	5	5	0	0			

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目		金 額						備 考		
1	経 常 経 費	十	百	千	百	千	円			
(1)	人 件 費						0			
(2)	光 熱 水 費						0			
(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費				1	8	6	3	4	6
(4)	事 務 所 費				7	8	4	2	8	4
小 計					9	7	0	6	3	0
2	政 治 活 動 費									
(1)	組 織 活 動 費			1	4	7	1	1	8	3
(2)	選 挙 関 係 費									0
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費										0
ア 機関紙誌の発行事業費										0
イ 宣 伝 事 業 費										0
ウ 政治資金パーティー開催事業費										0
エ そ の 他 の 事 業 費										0
(4)	調 査 研 究 費				1	3	3	1	7	6
(5)	寄 附 ・ 交 付 金									0
(6)	そ の 他 の 経 費									0
小 計				1	6	0	4	3	5	9
合 計				2	5	7	4	9	8	9

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分 3.備品・消耗品費				
行番号	支出の目的	金 額								年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務 所の所在地）	備考	
1	家具		十	百	千	万	円			R6/6/9	五万石印・いよた家具株式会社	愛知県岡崎市真福寺町中ノ坂1-1		
2	スーツ代									R6/10/12	株式会社カシタニ	姫路市飯田87番地		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分 4.事務所費				
行番号	支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所 の所在地）	備考
16	携帯代					1	7	5	0	7	R6/3/26	ソフトバンク株式会社	東京都港区海岸一丁目7番1号	
17	携帯代					1	7	5	3	7	R6/4/26	ソフトバンク株式会社	東京都港区海岸一丁目7番1号	
18	携帯代					1	7	5	7	9	R6/5/27	ソフトバンク株式会社	東京都港区海岸一丁目7番1号	
19	携帯代					1	7	5	0	9	R6/6/26	ソフトバンク株式会社	東京都港区海岸一丁目7番1号	
20	携帯代					1	7	6	6	0	R6/7/26	ソフトバンク株式会社	東京都港区海岸一丁目7番1号	
21	携帯代					1	7	5	7	5	R6/8/26	ソフトバンク株式会社	東京都港区海岸一丁目7番1号	
22	携帯代					1	7	5	2	9	R6/9/26	ソフトバンク株式会社	東京都港区海岸一丁目7番1号	
23	携帯代					1	7	4	9	9	R6/10/28	ソフトバンク株式会社	東京都港区海岸一丁目7番1号	
24	携帯代					1	7	5	7	9	R6/11/26	ソフトバンク株式会社	東京都港区海岸一丁目7番1号	
25	携帯代					1	7	5	1	6	R6/12/26	ソフトバンク株式会社	東京都港区海岸一丁目7番1号	
26	政治資金監査報酬					5	5	0	0	0	R6/5/31	土田裕己税理士事務所	兵庫県神戸市中央区元町通4丁目6番21号ジュネスビル503号	
27	荷物搬出料					4	5	6	5	0	R6/10/30	日本通運株式会社	東京都千代田区神田和泉町2番地	
28	廃棄物処理代					1	5	0	0	0	R6/10/30	三東運輸株式会社	東京都江戸川区篠崎町3-12-6	
29	荷物搬出料					6	1	0	0	0	R6/10/31	日本通運株式会社	東京都千代田区神田和泉町2番地	
	この頁の小計					3	5	2	1	4	0			
	その他の支出					2	4	8	2	1				
	合 計					7	8	4	2	8	4			

(3) 政治活動費の内訳

[illegible]

(3) 政治活動費の内訳

	(3) 政治活動費の内訳								項目別区分						Ⅰ.組織活動費		(渉外費)	
行番号	支出の目的	金 額								年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務 所の所在地)	備考					
16	議員会員費					5	5	0	0	0	R6/8/19	特定非営利活動法人ドットジェイビー	東京都千代田区麹町2-10-2プレミアムオフィス麹町304号室					
17	懇親会費					1	5	0	7	0	R6/8/25	三鷹	兵庫県姫路市山吹2-13-23					
18	会費					2	0	0	0	0	R6/9/20	兵庫縣姫路護國神社	兵庫県姫路市本町118					
19	懇親会費					1	2	6	5	0	R6/11/1	ジパング三宮	神戸市中央区北長狭通1-9-1コトブキビル6F					
20	懇親会費					7	0	0	0	0	R6/11/5	食彩家うさぎ町なか姫路駅前店	姫路市南町 6 5					
21	懇親会費					1	1	3	5	2	R6/11/8	たなごころ大阪駅前第3ビル	大阪府大阪市北区梅田1-1-3 33F-1号					
22	懇親会費					1	4	0	0	0	R6/11/26	姫路瓢亭本店	兵庫県姫路市本町68					
23	懇親会費					1	2	0	0	0	R6/12/14	株式会社ポートピアホテル	神戸市中央区港島中町6丁目10番地1					
24	会費					1	6	0	0	0	R6/12/23	特定非営利活動法人コムサロン21	姫路市呉服町48大手前通りハトヤ第一ビル5階					
	この頁の小計					2	2	6	0	7	2							
	その他の支出					4	4	4	6	6	4							
	合 計				1	4	6	8	1	8	3							

(その15)

[illegible]

(その15)

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分				7.調査研究費		(研修会費)	
行番号	支出の目的	金 額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考		
1	参加費					3	0	0	0	0	R6/7/1	合同会社DMM.com	1

(その15)

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分				7.調査研究費		(調査費)	
行番号	支出の目的	金 額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考		
1	致知購読料	十	百	千	円			R6/12/10	株式会社致知出版社	東京都渋谷区神宮前4-29-4			
									</				

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	☐	☒	
イ 建物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☐ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年3月28日

政治団体の名称 住吉ひろき後援会

会計責任者の氏名 住吉 寛紀

代表者の氏名
(解散時のみ記入)

(オンライン提出)

(別紙)

様式	注釈番号	見切れ文字列 (同一の注釈番号で2行に記載がある場合、上段が訂正後、下段が訂正前)
その15	*1	東京都港区六本木3丁目2番1号住友不動産六本木グランドタワー24階
7.調査研究費 (研修会費)		

政治資金監査報告書

令和7年3月25日

住吉ひろき後援会

代表 住吉 寛紀 殿

登録政治資金監査人 吉田 裕一

登録番号 第3552号

研修修了年月日 平成23年7月13日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、住吉ひろき後援会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、住吉ひろき後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

住吉ひろき後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、住吉ひろき後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上